

日野市東光寺上地区

都市と農業が共生する

まちづくりプラン



平成22年3月

日野市

目 次

第1章 日野市の農業の現状と課題	1
1 日野市の農業生産の現状	1
（1）日野市の特徴	1
（2）日野市の農家戸数・農家人口・農業就業年齢	1
（3）品目別農業生産について	2
2 日野市の各種計画における農業・農地の位置づけ	4
（1）第4次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン2010 ともに創りあげるまち」	4
（2）日野市農のあるまちづくり計画	5
（3）日野市農業基本条例	6
（4）日野市みどりの基本計画～水音と土の香りがするまち ひの～	7
（5）日野市生産緑地地区追加指定に関する基本方針・指定基準	7
（6）日野市まちづくりマスタープラン	8
（7）第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン	8
（8）日野市農業経営基盤の強化の促進に関する構想（認定農業者制度）	11
（9）日野市食育推進計画	12
3 農業・農地を活かしたまちづくりの課題	13
第2章 農業・農地を活用したまちづくりの方向	13
1 基本的方向	13
2 日野市における農業・農地の果たす多面的機能を発揮したまちづくりの方向	14
（1）農産物供給機能を活用したまちづくりの方向	14
（2）レクリエーション機能を活用したまちづくりの方向	15
（3）コミュニティ機能を活用したまちづくりの方向	15
（4）教育機能を活用したまちづくりの方向	15
（5）防災機能を活用したまちづくりの方向	16
（6）環境保全機能を活用したまちづくりの方向	16
（7）景観形成・歴史文化伝承機能を活用したまちづくりの方向	17
第3章 東光寺上地区 農と住が共生するまちづくりプラン	18
1 コンセプト：農と住が共生するまちづくり	18
2 地区の概要	18
3 東光寺上地区 農業、農地の機能発揮プラン（農地の利用計画）	20
（1）東光寺上地区にある既存農地の多面的機能発揮を目的とした事業	20
（2）ファーマーズセンターの設置	22
（3）セツ塚公園の一部を利用して整備するもの	23
（4）農業、農地保全に関するPRと農業関連イベントの開催等	25

資料

東光寺上地区イメージ

第1章 日野市の農業の現状と課題

1 日野市の農業生産の現状

(1) 日野市の特徴

日野市は都心から約35km西に位置し、東京都のほぼ中央にあります。面積は約27㎢、人口は約17万人、典型的な都市近郊のベッドタウンです。

市の北側に多摩川、市の中央を東西に浅川が流れ、浅川の南側には東西に多摩丘陵、多摩川と浅川にはさまれた部分の西側には日野台地が位置しており、河川・平地・丘陵と、変化に富んだ地形をしており、湧水などの水に恵まれたまちです。かつては、河川に沿った低地では稲作が盛んに行われ、市内約120kmにも及ぶ用水路を備え、「多摩の米蔵」といわれるほど有数の穀倉地帯として知られて、市の基幹産業の一つでありましたが、昭和40年代に入り都市化が急速に進み、農地が次々と住宅地へと変わり、年々、農地面積が減少してきました。現在は、消費地に隣接した都市農業の特性を活かし、直売所、即売会での販売や学校給食への納品を行っています。



▲マンションに隣接する農地



▲給食用野菜を納品する農業者

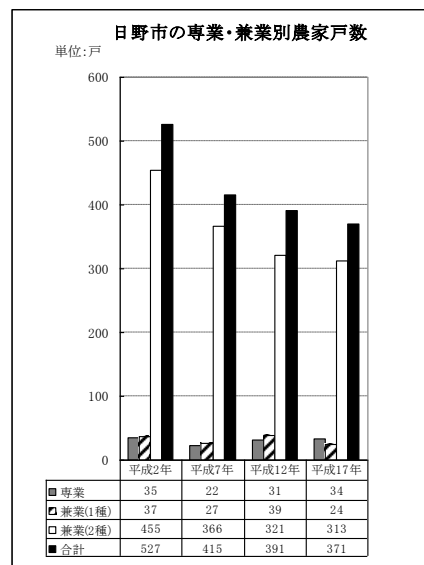
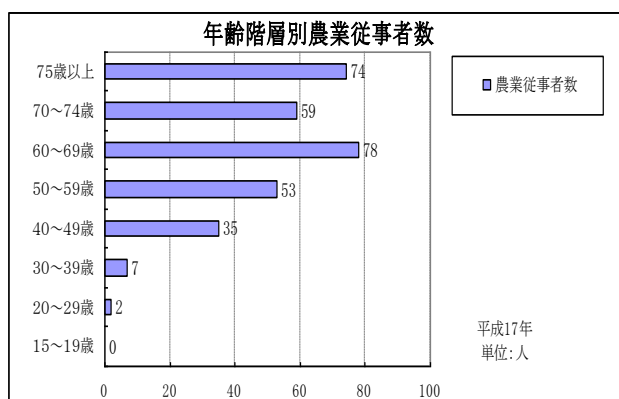
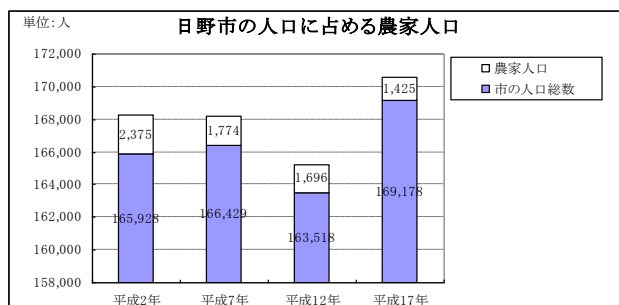
近年、都市農業は、高齢化に伴う人手不足や、後継者不足が問題となっています。日野市では、平成16年度から東光寺上地区に援農市民養成講座「農の学校」を開講し、農業を支援する市民を育成しています。また、「農の学校」の修了生は、援農ボランティア組織「日野人・援農の会」に加入し、農業者の要望に応じて派遣され、市内各所で活躍しています。

後継者不足の問題は、若者の農業離れが進む中、農業の魅力のPRと安定的な都市農業に関する経営システムモデルの構築を併行して進めていくことが求められます。このような中、東京都（農業改良普及センター）やJAでは、F&U（フレッシュ・アンド・ユーターン）セミナーなどを定期的で開催し、新規就農者への幅広い支援を行っています。

(2) 日野市の農家戸数・農家人口・農業就業年齢

日野市の総農家戸数・農家人口は平成2年度の527戸・2375人から平成17年度の371戸・1425人へと、農家戸数・人口はいずれも年々減少しています。なお、平成17年度の農家人口は総人口（約17万人）の0.8%にあたり、農業従事者全体の年齢構成については、約60%が60歳以上を占めています。また、平成

17年度の専業別農家数は専業農家が9%、第1種兼業農家が6%、農業収入の占める割合が全収入の5割未満の第2種兼業農家84%であり、ほとんどの農家が第2種兼業農家であります。

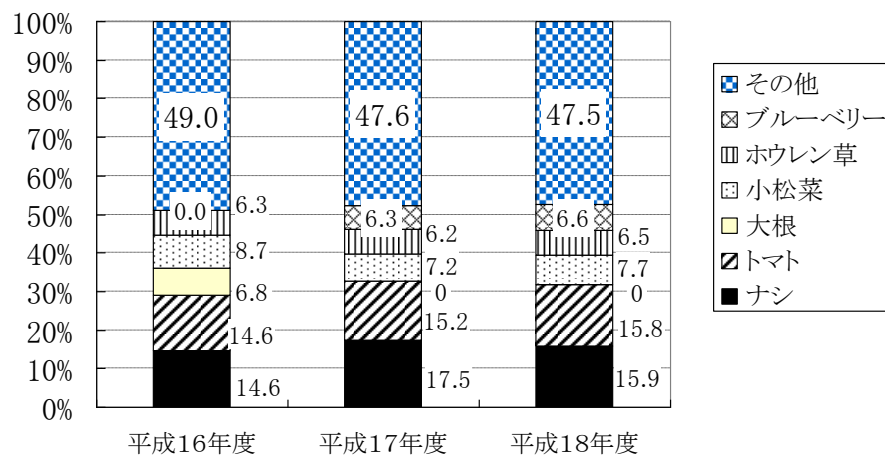


3点とも資料「2005年農業センサス」

(3) 品目別農業生産について

平成17年度の総農家戸数・371戸が栽培している作物をみると、ほとんどが野菜作りの農家です。このほか、果樹、花き、酪農、養鶏で、今では、米を主とする農家はごくわずかとなりました。なお、平成18年度の農業産出額上位は、ナシ、トマト、小松菜などです。

農業粗生産額上位5品目



①野菜類

市内における農産物総生産量の大部分を占めています。市内全域を通じて、葉菜類、根菜類、果菜類など幅広く生産され、直売所での販売を目的とした少量多品種の生産形態が目立ちます。また、市内の野菜類は、学校給食へも積極的に納品されています。

市内で生産される野菜類の中で知名度が高いものの一つにトマトがあります。トマトは、主に東光寺地区、堀之内地区、平山地区でハウス栽培として盛んに行われています。3月ごろから出荷が始まり、市場でも比較的高値で取引されています。平成21年度からは、生産量の拡大や品質の安定を図るため、東京都が1000万円を1単位として2分の1を補助し、日野市が総事業費の4分の1を補助する「魅力ある都市農業育成対策事業」の認定を受け、平山トマト部会が樽栽培システムという新たな方法で栽培を開始し、販路拡大を目指しています。

また、市内では大根の生産も盛んに行われています。特に、日野の旧地名がついた「東光寺大根」は、12月に漬物向け用として収穫されています。この東光寺大根は干し大根にされ、明治時代、八王子の絹織物工場の女子従業員が食べるたくあん漬用に出荷されました。繊維産業が衰退した後も市場出荷され、都内の料亭などにも使われていましたが、青首だいこんの登場などにより生産は激減し、現在、栽培している農家が3軒と減ったため、市が復活に向けて、その栽培に対して、補助をしています。



▲先の尖っている形状が特徴的なファーストトマト



▲たくわん漬けとして加工される東光寺大根

②果樹類

約75年前から「新高」、「豊水」などのナシ、22年前から「高尾」を主とするブドウの栽培が行われ、贈答用の宅配や庭先販売されています。近年は前述の「魅力ある都市農業育成対策事業」を活用し、平成9年からリンゴ（主に「陽光」「ふじ」）のもぎ取りが百草万蔵院台地区で、平成11年からブルーベリーの摘み取りができる観光農園が東光寺上地区をはじめ、市内各所にオープンしました。さらに、平成15年には日野産ブルーベリーを原料にした発泡酒「ブルーベリーエール」を開発し、市内の酒飯店だけでなく、産業まつりなどのイベント時に販売しています。イチゴについても「魅力ある都市農業育成対策事業」を活用し、平成17年から施設栽培が本格的に始まり、市内の直売所だけでなく、大型スーパーでの販売を開始するなど販路拡大を図っています。



▲ブルーベリーの摘み取り（写真左）とブルーベリーエール（写真右）

③酪農

現在、百草地区の酪農家１軒のみが営んでおり、乳牛２５頭を飼育しています。生乳は牛乳用だけでなく、この酪農家が平成１７年に開店したジェラート（イタリアンアイスクリーム）店の原料にも利用されています。



▲２５頭の牛を飼育している百草のモグサファーム（写真左）と、この牛の生乳を原料にして作ったジェラート（写真右）

④養鶏

現在、百草地区の農業者１軒のみが営んでおり、８０００羽を飼育しています。産み立ての卵は、市内の直売所や学校給食などに納品されています。



▲８０００羽のニワトリを飼育している由木養鶏場

２ 日野市の各種計画における農業・農地の位置づけ

（１）第４次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン２０１０ ともに創りあげるまち」

平成１３年、新時代におけるまちづくりのシナリオを描いた「基本構想」とその基本構想を実現するために策定され、基本的施策を明らかにした「基本計画」によって

構成されています。また、この計画は、行政運営の基本的指針であると同時に市民の諸活動の行動指針としての役割を備えている「市民行動計画指針」として性格を併せ持っています。そして、市民、企業などの役割も明確にし、市民と行政との協働によるまちづくりの指針を示しています。

まちづくりの10本の柱

- ①参画と協働のまちづくり
- ②日野人(ひのびと)・日野文化を育てるまちづくり
- ③ふれあいのあるまちづくり
- ④対等の立場で心のかようまちづくり
- ⑤だれもが健やかでいられるまちづくり
- ⑥住みやすいまちづくり
- ⑦気軽に出かけられるまちづくり
- ⑧自然と人が共生するまちづくり
- ⑨安全で安心なまちづくり
- ⑩個性と魅力と活気のあるまちづくり

上記10本の柱の中で、「⑧自然と人が共生するまちづくり」においては、年々減少傾向にある市内農地の多面的な価値の発見を示すと共に、市民との交流を通じて農業を支援し、次世代に農地を残す農あるまちづくりの推進を掲げています。

また、「⑩個性と魅力と活気のあるまちづくり」においては、安全・安心な農産物を確保するため、落ち葉や剪定枝チップ等を利用した有機肥料の奨励や、地産地消を推進するためのファーマーズセンターの設置を盛り込んでいます。

(2) 日野市農のあるまちづくり計画

平成6年、農地をとりまく周辺環境の変化や農地が減少していくなか、都市において農のあるまちづくりを実現するためには、農業者と市民との相互理解や交流が不可欠であるという前提のもと、土地区画整理事業の宅地開発時にいかにして農のあるまちづくりを進めるかという課題に対応するために、農地を残す換地設計や営農条件を勘案した土地利用の促進を方針として定めています。

当計画の中では、良好な住宅供給を目的とする区画整理事業の目的に対し、生産緑地が多い地区では、農地そのものを残すような換地設定を行うことが示されています。また、住民と農業者との調和をはかれるような日常生活におけるルール作りの必要性についても言及し、農作業時間の調整、有機農業への配慮、農業に対する理解などについても定めています。

さらに、この計画では、農業者、市民、行政、JA等の協働による農あるまちづく



▲日野市農のあるまちづくり計画
策定調査報告書

りの重要性についても示されており、その基盤づくりのためには、農を通じた相互の交流機会を積極的に生み出していくことの必要性が挙げられています。この点に関する具体的な施策として、農業者と市民との交流拠点を確保することを目的としたファーマーズセンター、直売所、市民農園等の設置が盛り込まれています。

（３）日野市農業基本条例

平成１０年、都市農地を保全するために、市民・農業者・市それぞれの責務を明確にし、それぞれに協力・連携しながら農業を「永続的に育成していく」ことを掲げた「日野市農業基本条例」を制定しました。この条例で、市は目的達成のために、以下に掲げる９つの農業施策を総合的に推進しなければならないとしています。さらに、農業施策の推進について、調査し、意見を求めるため、市長の附属機関として、日野市農業懇談会の設置を盛り込んでいます。この農業懇談会では、＜作る＞＜買う＞＜食べる＞＜守る＞＜学ぶ＞の５つの行動を行い日野の農業を応援する「日野農業応援チーム」の結成に向けた提案や、日野市食育推進計画及び日野市農業振興計画・アクションプランの内容について意見を受けています。

日野市農業基本条例で掲げる９つの農業施策

- ① 農業経営の近代化
- ② 環境に配慮した農業
- ③ 地域性を生かした農業生産
- ④ 消費者と結びついた生産及び流通
- ⑤ 農業用水路の継続保全
- ⑥ 農業の担い手の確保及び育成
- ⑦ 農業者と地域住民との交流
- ⑧ 農地の保全
- ⑨ 災害への対応

また、条例の中では、市の責務として農業振興計画の策定と実施が定められています。このほか、新鮮で安全な農産物の供給及び環境保全に配慮した営農を行うものとする農業者の責務と、市及び農業者の取り組みに対して協力するものとする市民の責務を定め、新鮮で安全安心な農産物の生産が維持できるよう公民協働の意識の下で農地保全活動のあり方を盛り込んでいます。

（４）日野市みどりの基本計画～水音と土の香りがするまち ひの～

平成13年、緑と水の将来を市民と行政がともに考え、市民が将来にわたって誇れる「緑と水の豊かな郷（さと）づくり」の実現化を目的として策定され、多面的な機能を持つオープンスペースとして一体的に農地を保全することなど、都市農地の保全に関する基本方針と魅力ある農業経営の推進や農業を続けられる仕組みづくりについての施策を盛り込んでいます。特に、東光寺地区、西平山地区、川辺堀之内地区は、農地景観を保全するとともに、市の産業と市民生活を支える食料生産地として緑化重点地区に指定されるなど、農の拠点として位置づけられています。



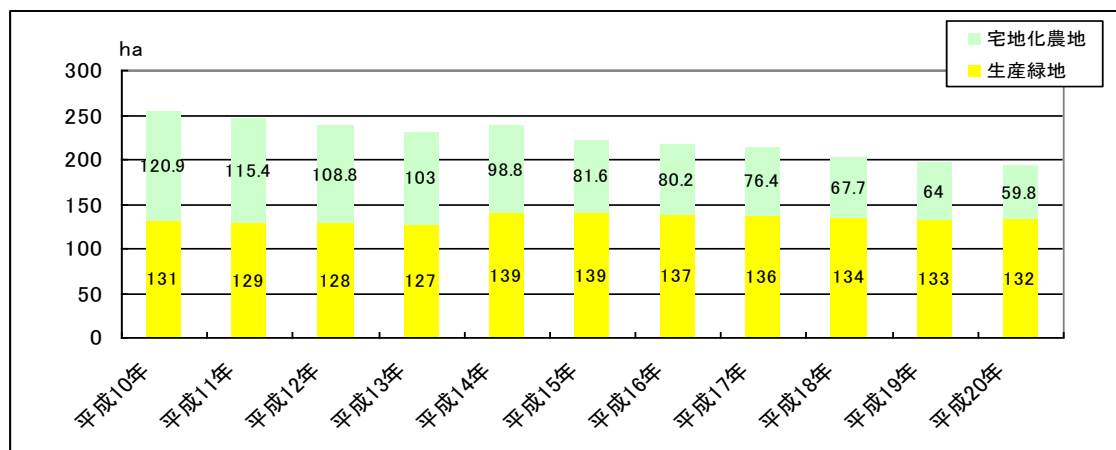
当計画の具体的な施策の中には、農業者と市民との交流の場としてファーマーズセンターの設置が盛り込まれているほか、相続等による農地の減少を防ぐことを目的として、国や都に対する税制改正等に関する要請についても定められています。

（５）日野市生産緑地地区追加指定に関する基本方針・指定基準

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地の農業生産活動により、食料供給だけでなく、公害や災害の防止、農業と都市の調和への効果が期待できるため、農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る制度です。

日野市内の農地は、平成4年、将来宅地化する農地と保全する農地の区分に選択され、かつ指定の要件を満たした農地の指定を行いました。

その後、市内農地の保全、良好な営農環境の拡充をはじめ、農地の多面的な機能をまちづくりにおいて十分に発揮させるため、平成14年5月、「日野市生産緑地地区追加指定に関する基本方針・指定基準」を定め、それ以降、生産緑地地区の追加指定を毎年積極的に行っています。日野市の場合、平成10年時、生産緑地地区と宅地化農地面積比率は、ほぼ1：1でしたが、宅地化農地は平成20年度と比べると大きく減少しましたが、生産緑地の面積は逆に増えています。



▲宅地化農地と生産緑地の推移

（６）日野市まちづくりマスタープラン

平成１５年、日野市のまちづくりに対する将来像「ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野」を実現するために策定され、まちづくりに関する具体的な計画や仕組みについても盛り込んでいます。基本方針において、現在でも農業が営まれ、市の産業と市民生活を支える農産物供給地として、倉沢地区、新井地区、西平山地区、川辺堀之内地区、東光寺地区を「農の拠点」として保全していくこととしています。

また、同プランの地域別のまちづくり詳細計画では、農地保全の必要性とその方策を盛り込んでいます。開発や後継者不足に伴い減少傾向にある農地を守っていくためには、地域住民と農業との接点を増やしていくことが不可欠です。当プランの中では、新しいライフスタイルが模索されている現在において、農の生業を体験し、自分が食べるものが目に見えるところでつくられる安心感のある環境を維持していくことの必要性が盛り込まれています。

（７）第２次日野市農業振興計画・後期アクションプラン

平成１６年、日野市農業基本条例に掲げる農業施策の基本事項を進めていく上での指針として、「第２次日野市農業振興計画・（前期）アクションプラン」を策定しました。この計画では、認定農業者支援や生産施設近代化等による農業経営基盤強化、「農の学校」の創設をはじめとする援農制度の充実、学校給食への地元農産物供給事業による「地産地消」の推進など、平成１６年から平成２０年までの５カ年で実施する１７のアクションプラン（行動計画）が掲げられ、都市農業の特性を生かした多様な展開を図っています。

平成２１年には、前半５カ年の事業の検証を踏まえ、平成２１年度から始まる後半５カ年の計画をより効果的に推進していくため、農業を取り巻く環境の変化、農業者の意向等を反映するとともに、都市農業の実情に即した内容となるよう農業施策の進め方として掲げられたこのアクションプランの見直しを行い、日野市食育推進計画と連動する項目を加えた１９のアクションプランを着実な実施へと結びつけます。



▲第２次日野市農業振興計画
後期アクションプラン

《１９のアクションプランの概要》

- ① 農業を保全すべき地域を定め、農業者の発意により農業保全地域として指定します

農地の保全については、区画整理地区内で農地を集中させる換地設計を行います。また、まちづくり条例の中の「農あるまちづくり」関連規定を効果的に運用していくため、その主旨等についての啓発活動を進めていきます。

② 農地を守るまちづくりを進めよう

生産緑地の追加指定を継続的に行い、農地の減少幅の縮小に努めます。また、高齢化などにより耕作不能になった農地を市が積極的に借上げ、市民やNPO法人等へ貸し出すことで農地保全を図る仕組みを整えます。

③ 次の世代に美しい農地を引き継いでいこう

未作付け農地にレンゲやひまわりの種を蒔き、美しい農の景観作りを奨励します。また、NPO法人等と連携して、美しく演出された農地に関する表彰の仕組みを作ります。

④ 水田を残し、日野の貴重な財産である用水を市民と農業者で守っていこう

ボランティアによる用水や水田の保全を図ります。また、子ども向けの稲作体験を開催し、子ども達が用水の歴史や大切さを学べる仕組みを整えます。

⑤ 経営改善により日野の農業を元気いっぱいになろう

新しい農業経営のあり方として、体験型市民農園（農業体験農園）の開設を推進します。また、新たな農業ビジネスの展開として、東京都等からの補助制度の周知を図り、利用を奨励します。

⑥ 認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者を支援しよう

安定的かつ効率的な農業経営を目指す農業者（認定農業者）に対し、農業経営改善計画の策定を支援します。また、認定農業者への市独自の支援策を検討します。

⑦ 農業の担い手を育てていこう（農業のやりやすい税制を考える）

就農相談に対応するため、ホームページ等で情報提供を行っていきます。また、農業者の負担の軽減や税負担の公平を図るため、「日野市における農地の管理基準」を制定しています。

⑧ 女性農業者を支援し、日野の農業の活力を高めよう

女性農業者「みちくさ会」は平成17年に発会してから、旬の野菜で作る料理の試食会を直売所で開催したり、産業まつりなどのイベントのなかで地元野菜を使った料理を販売し、住民との交流を図っていますが、今後は、加工品開発や商品化できるように、市も支援していきます。

⑨ 援農制度を確立し、日野の農業を応援しよう

平成16年度に開校した援農市民養成講座「農の学校」は東光寺上地区の農地と東光寺上地区の区画整理事業で遺跡調査を実施したときの事務所を借りて実習作業や座学を行っています。今後は、「農の学校」を修了した市民で構成する「日野人・援農の会」のNPO法人化を支援していきます。なお、これらの事業および活動は、セツ塚公園の一部に設置するファーマーズセンターに移設しての実施することを検討していきます。

⑩ 「日野農業応援団」をつくり日野の農業を盛り上げよう

援農という面での日野農業の応援のほかに、日野産農産物の積極的な購入で支える組織作りを検討します。

⑪ 学校と農業者の連携により学童農園を充実させよう

児童に、食物の大切さや農業の重要性への理解を促進するため、小学校では学童農園を開設していますが、講師となる農業者の負担が軽減されるような仕組みを構築するように、学校側に要請します。

⑫ ファーマーズセンターを市民と農業者の交流拠点にしよう

東光寺上地区の農を活かしたまちづくりの一環として、周辺の農地等の整備を行っていく中で、ファーマーズセンターの設置を検討していきます。設置にあたっては、「農とのふれあい」や「周辺農地等の情報発信」等、その位置づけを明確にし、整備していきます。また、予定地は区画整理により整備された住宅地であり、地域住民との距離が近いという特性があります。このような特性を活かし、地元農業者と地域住民との交流の場として活用する等、市民が農業に対する理解を深め農業・農地の大切さを体験できる施設としての活用を考えていきます。年度計画としては、平成21年度内に基本計画検討会を立ち上げファーマーズセンターの役割・機能等について検討を行い、平成22年度以降は設計及び着工を行っていきます。事業完了は平成25年度内を目標とします。

⑬ 市内どこでも、歩いていける所で日野産農産物を買えるようにしよう

日野産農産物が購入できる場所をPRしていくとともに、イベントなどでも購入できる機会を作ります。

⑭ 学校給食に日野産農産物をもっと利用しよう

日野市食育推進計画に日野産野菜の学校給食利用率「平成23年度＝25%」の目標数値を定めました。目標達成のために、契約栽培制度の充実や学校栄養士と農業者の間に入り調整する「コーディネーター」を活用します。

⑮ 市民要望を農業者に伝えて、農産物の生産過程の情報開示をしよう

児童・生徒や消費者が安心して農産物を購入し消費できるような制度を構築していますが、提供された情報を消費者等が正しく受信し、理解されるように発信します。

⑯ 持続性の高い農業生産方式の導入を促進しよう

環境にやさしい農業ができるように、支援していきます。また、地産地消を推進するために、広報やホームページで直売所の情報を掲載したり、消費者運動連絡会が作成した「日野市内農産物直売所 ふれあいまっぷ」を配布するなど、市民に PR し、推進していきます。

⑰ 日野の特産品を商品化し、「日野ブランド」づくりを進めよう

日野の特産品である「ブルーベリー」については、「ブルーベリー入り発泡酒」を商品化していますが、「第2のブルーベリー入り発泡酒」の開発について、農商工連携で検討していきます。

⑱ 食育を通じて農業を支援しよう

地産地消など、農業を支援する側面から食育事業を推進します。

⑲ 食育を通じて農への理解を深めよう

行事食や伝統食、体験事業を推進することで、農への理解を深めます。

（８）日野市農業経営基盤の強化の促進に関する構想（認定農業者制度）

継続的かつ安定的な農業経営を支援し、多くの多面的機能を備えた農地の保全を図っていくため、市では平成16年度から認定農業者制度を設けています。

当制度は、農業が他産業並みの労働時間で、他産業従業者と遜色ない生涯所得と生活の豊かさの水準を確保できる経営を実現するため、農業者自らが作成した農業経営改善計画を「日野市農業経営基盤の強化の促進に関する構想」に照らして市が認定するものです。目標所得を600万円（ただし、意欲的な農業経営の展開意向を持ち積極的に農業生産に励み、農地保全を図る農業者や規模拡大が難しい農業経営体や農業を主とする兼業農家については、農業所得を300万円）、労働時間を主たる従業者1人当たり年間1800時間を経営改善目標としています。平成21年4月現在、日野市では59の経営体が認定を受けています。

また、市独自の認定農業者支援制度として、平成18年度から「認定農業者提案型経営改革事業」を導入しています。これは、認定農業者が農業経営改善計画の達成を図るために、自由な発想で提案された農業経営に関する新たな取り組みに対し、総事業費の1/2（但し、予算の範囲内）を限度に補助金を交付するものです。具体的な提案事業として、東光寺上地区の農業者が生産した農産物を消費者が収穫して購入す

る「畝売り農園」や東光寺上地区内の農業者が付加価値の高い農業経営を行うために、有機質肥料やフェロモン剤、微生物農薬を積極的に導入し、安全・安心を重視する事業などがあります。

（９）日野市食育推進計画

平成２０年３月、市民の食をめぐる問題の改善に向けた３つの重点推進事業と平成２３年度までに達成させる５つの数値目標を盛り込んだ計画を策定しました。当計画の中には、安全安心な日野産農産物の地産地消を推進し、また、食育を学べる場所として農地への理解を促すことを目的とした施策が盛り込まれています。中でも、昭和５８年から東光寺地区で始まった学校給食への地元野菜等の供給に関する取り組みは、平山地区、川辺堀之内地区の農業者団体も参加し、市内全小・中学校に納品されています。この取り組みについて、当計画の中では、学校給食における日野産野菜等の利用率について、「平成２３年度＝２５％」の達成を数値目標の一つとして盛り込まれています。これは、地産地消の推進と食育の生きた素材としての日野産農産物の学校給食での積極活用を目標として数値化したものです。平成２０年度からは、コーディネート制度を導入し、学校栄養士と農業者の仲介役として、双方のニーズ調整を図ると共に、従来は地区内に限定して行われていた受注・納品の仕組みについて、地区を越えたコーディネートを行うなど、効率的な供給システムを運営しています。

なお、食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現を目指すため、「日野市みんなですすめる食育条例」を平成２１年４月１日に施行しました。

３つの重点推進事業

- Ⅰ 食育は家庭から・朝ごはんは元気の源
- Ⅱ 安全安心でおいしい学校給食の推進
- Ⅲ 地域で進めるみんなの食育

５つの数値目標

- １ 保育園児、幼稚園児の保護者の朝食欠食率
１８．６％→半減
- ２ 園児、児童、生徒の朝食欠食率
 - 園児（１．７％）
 - 児童（３．８％）
 - 生徒（９．７％）→０％
- ３ 学校給食での日野産野菜利用率 １５％→２５％
- ４ 食育推進を実施する店舗の数 ２１．４％→４０％
- ５ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を知っている市民の割合



▲日野市食育推進計画

54%→100%

3 農業・農地を活かしたまちづくりの課題

農産物の供給だけでなく、緑豊かな環境の維持や食育の推進にとって、農地の果たす役割は大きく、日野のまちづくりを行う上でその存在は欠かせないものです。このことについて、日野市農業基本条例の基本理念においても、「市民と自然が共生する農あるまちづくりを構築するためには、これを目的とするすべての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない」と定めるなど、市民理解の必要性を大きく取り上げています。

今日、地産地消を求める声が大きいい中で、平成20年度の日本の食料自給率は41%（カロリーベース）で、主要先進国（アメリカ128%、フランス122%、ドイツ84%、イギリス70%）の中でも低く、輸入に頼らざるを得ない状況にあります。特に都市部においては、宅地化の進行に伴い、住民と農業との接点が希薄な環境が形成されつつあります。また、農業者にとっても、高齢化、後継者難をはじめとする人手不足の問題に直面しています。

農と住の共生を図っていくためには、新鮮な食材の供給だけでなく、住民生活における農地のメリットを明確に示すことも必要です。例えば、食育の場として、また、防災機能を備えるスペースとして、農業の存在価値を明示し、その多面的機能に対する地域住民の理解を促していくことが求められます。このほかにも、環境の保全や歴史文化の伝承等、農地の魅力は数限りなく在ります。

市では、平成16年から、市民の農業に対する理解を促すことを目的に食育の推進のPRや農地税制が抱える諸問題、また地産地消の促進に向け地場産野菜の適正価格に対する問題提起などをテーマに「都市農業シンポジウム」を開催しています。また、平成20年には、都市農地の保全に取り組む東京都内38区市町で構成する「都市農地保全推進自治体協議会」を設立し、都市農地の特性を踏まえた早急な法制・税制の見直しを農林水産省や国土交通省に要望するとともに、都市における農業・農地の必要性を市民に向けてPRしています。

第2章 農業・農地を活用したまちづくりの方向

1 基本的方向

農地は、単に農業生産の場ということだけではなく、日野市に残された自然環境を形成する要素であり、また、多面的な機能を兼ね備えた貴重な財産です。今後、農業・農地を活用したまちづくりを進めていく上では、これら農地の果たし得る役割を明確にすると同時に、それぞれの機能的側面を十分にPRし、広く地域住民への理解を図っていきます。

2 日野市における農業・農地の果たす多面的機能を発揮したまちづくりの方向

(1) 農産物供給機能を活用したまちづくりの方向

平成21年に東京都が行った「東京の農業」に関するアンケートによると、「東京の農業・農地に期待する役割」の中で、「新鮮で安全な農畜産物の供給」という回答が最も多く、消費者の食の安全性の要望が高いことを示しています。

この数値の高さの根底には、他の先進国に比べて低い食料自給率のなか、輸入農産物の残留農薬などの食の安全をゆるがす事件の発生などがあるといえます。

日野の農産物は、かつては市場向けに出荷されていましたが、出荷形態が市場出荷から地域内の直売所へのお荷に変わり、多品種の農産物を生産する形態に変わりました。

今後も、生産現場と食が身近に感じられる環境にある日野の利点を生かして、消費者が求める新鮮で安全・安心な農産物の供給を行っていきます。

市内では、昔ながらの農家の軒先で行われる農産物の販売のほか、平成13年に市内農業者が組合組織を作り万願寺に開店した日野農産物直売所、JA日野地区青壮年部が多摩平第七公園や日野駅東側広場などの公共スペースで行っている即売会には、新鮮で安全・安心な農産物を求めて多くの人が訪れ、地産地消が実践されています。

また、昭和58年からは、地元農産物を学校給食に活用しており、納品量を確保するために、平成17年度からは学校の利用量に対し農業者が作付けを行う「契約栽培システム」を導入、また円滑な受注・発注などのために、平成20年度からコーディネーター制度を採用し、農業者と学校栄養士の間に入り、調整などを行っています。なお、平成21年度の学校給食における契約栽培品目は7品目（にんじん、長ネギ、リンゴ、キャベツ、大根、じゃがいも、タマネギ）で、平成20年度の日野産野菜利用率は約18.8%です。今後も農業者、学校栄養士、JA東京みなみ、コーディネーター、市が連携を図り、より一層の利用率向上を目指します。

一方、日野産農産物を使った商品としては、平成15年からブルーベリーを使った発泡酒を開発・販売し、平成16年には日野の酪農家がジェラートショップを開店し、日野産農産物を使ったジェラートが人気を博しています。今後、「第2のブルーベリーエールやジェラート」開発に向けて、日野市商工会などと連携し、東光寺大根、平山陸稻（おかぼ）など、日野産農産物を使った新たな地域ブランドの創出を図っていきます。



▲公園で農業者自身が生産した農産物を販売する即売会

（２）レクリエーション機能を活用したまちづくりの方向

市民が農業を体験できることは、農業を理解する上で、大切な要素の一つです。

市では、体験機会を作るために宅地化農地を借り上げ、市民農園として住民に貸し出す事業を行っています。平成２１年度現在、市内に１６園の農園で９１２区画の市民農園があります。近年、市民農園を増やしているものの、市民農園の応募倍率は約２．３倍と依然高い倍率であります。今後も引き続き市民農園の増園を行っていくとともに、市民農園の使用料金・使用期間・貸付面積の見直しなど、市民ニーズにあった市民農園を検討していきます。

また、川辺堀之内にある生産緑地内では、農業者が「農業体験農園」を開園し、新しい経営スタイルとして注目されています。市も開設時に要する費用の補助を行い、開園を奨励していきます。さらに、観光農園施設として、ブルーベリーやリンゴなどの果樹を栽培している農業者がおり、季節になると、それぞれの農園で摘み取りやもぎ取りをいっています。今後は、市民とのレクリエーション機能を備えた農業の拡大を進めていきます。

（３）コミュニティ機能を活用したまちづくりの方向

市では、平成１６年度から農業者の担い手不足を解消するために、東光寺上地区にある農地を実習場として借りて、援農市民養成講座「農の学校」を実施しています。受講生となった市民は、１年間、農業者から直接指導を受け、修了後、援農組織である「日野人・援農の会」に加わっています。

現在、７０人を超える市民が３８農業者の畑で援農活動を行い、日野の農業を支援しています。この活動を通じて、農業者と市民、また参加している市民間のコミュニティの形成に結びつけています。

今後も、農業者と市民、地域に住む市民同士のコミュニティを創出し、深める場として有効な当事業を推進し、コミュニティ機能を備えたまちづくりを行っていきます。



▲援農市民養成講座「日野市農の学校」

（４）教育機能を活用したまちづくりの方向

健康であるためには、継続する運動とともに、食も大切ですが、近頃では食の安全性への不安に加え、「食事を済ませる」という言葉のように、食について真剣に考え

ていない風潮があります。

市で策定した「日野市食育推進計画（平成20年）」においても、農業との交流を通じて、食への感謝の気持ちが育つようなカリキュラムを各学校で組むことを盛り込んでいます。

市では、日野産農産物を全小・中学校の学校給食に利用し、地元で収穫された農産物を地元で消費する「地産地消」の更なる推進を目指していきます。また、小学校では学童農園での農業体験を推進し、食の生産現場への理解を深めているほか、毎年1回、食や農業への関心を高めていくこと目的に、市内小学校の児童自らが取材をし、記事を書く「こども農業新聞」を発行しています。このほか、保育園や幼稚園では、給食時の食事マナー指導、収穫体験や園児によるおやつ作りなどを行い、生産の苦労や喜びを体得させる一方で、保護者に対しては、給食献立表や給食だよりなどを通じた情報提供や給食試食会などを行い、家庭における食育を促します。今後は、これらの事業の更なる充実を図り、食の大切さを呼びかけていきます。

（５）防災機能を活用したまちづくりの方向

平成7年に起きた阪神・淡路大震災以降、都市における防災の必要性が更に高まってきました。このような現状において、まとまって存在する都市農地は、貴重なオープンスペースであり、災害時の延焼防止空間としてだけでなく、地震発生時における避難場所、仮設住宅用地、廃材置き場など、さまざまな活用方法があります。また、集中豪雨などの際には、雨水が農地から地下に浸水することで、水が河川へ流れ出るのを遅らせて洪水発生を防止するといった機能もあります。

全国的にも、災害発生時に農地を避難場所、仮設住宅用地等として利用する、農産物を住民に優先的に供給するなどの内容の協定を締結する防災協力農地の取組が進み、今後、日野市においても、農業者、市、JA東京みなみ等で結ぶ防災協力農地協定の締結実施についての仕組みづくりについて検討し、災害時の身近な避難場所としての農地の活用を進めていきます。また、締結された後は、防災協力農地の所在や利用法を市民にPRしていきます。

（６）環境保全機能を活用したまちづくりの方向

都市化の進展にともない、農地とともに緑地も減少しています。農地には、環境保全に関するさまざまな役割があります。このことは、平成11年に策定された日野市環境基本計画に農地の役割が「人と自然が共に生きる、うるおいのある緑ゆたかなまち」のなかで位置づけられています。当計画の中では、農地には以下のような優れた多面的特性があるとし、その保全の必要性を謳っています。今後は、これらの多面的機能を備えた農地を永続的に保全していくために、市民と農業者との交流機会や話し合える場の設定を行っていきます。

① ヒートアイランド現象の緩和

農地で栽培される作物は、光合成などにより光や熱を吸収し気温を下げる働きがあり、ヒートアイランド現象の緩和につながっています。

②二酸化炭素の排出抑制

農地の緑は炭酸ガスを吸収して酸素を放出するほか、地産地消の実践により農産物の輸送に伴う二酸化炭素の排出も低く抑えることができます。

③大気浄化

大気汚染物質を吸収し、無害な物質に変える大気浄化の働きや、雨水が地下に浸透し地下水のかん養に役立つなどの効果もあります。

④資源循環

落葉や生ごみなどの有機性廃棄物を堆肥化して農地に還元することで、限りある資源の有効活用に寄与します。

現在、日野市のみどり率（樹林地、草地、農地、宅地内の緑、公園や河川などの面積がその地域全体の面積に占める割合）は34.1％（平成20年度現在）です。都市において、都市農地は貴重な緑地であり、農地を保全していくことは、環境保全に対して、大きな役割を果たしているといえます。

市では、農地の環境保全機能発揮に向け、学校給食の調理くずや剪定枝チップの配布、学校・公園や信託緑地等の落葉の堆肥化を通じた資源循環型社会づくりを進めています。また、エコファーマー（5年間で化学肥料・化学農薬の使用を20％以上低減する環境保全型農業に取り組むものとして東京都知事の認定を受けた農業者）や特別栽培農産物（化学合成農薬と化学肥料の使用を一年間で5割以上削減した農産物を生産する農業者）への支援策の充実や市民農園利用者への有機肥料使用の奨励を通して環境保全機能の更なる促進を図っていきます。

（7）景観形成・歴史文化伝承機能を活用したまちづくりの方向

農が育んできた日野の歴史性・文化性を市民が共有し、保護し、次代に伝える取り組みが望まれています。大家族から核家族に変わっていった現在、先代から歴史・文化を引き継ぐことが難しくなっています。歴史・文化を伝える機会を作ることで、農業をはじめとする地域の歴史・文化を伝えることが可能となります。これら農業に関するさまざまな情報発信や、古い農機具の展示、穀物や野菜、海草を中心とした伝統食や旬の食材を使い季節を味わうことができる行事食などを後世に伝え、地域の文化を再認識することの重要性を学べる機会を残していきます。



3章 東光寺上地区 農と住が共生するまちづくりプラン

1 コンセプト：農と住が共生するまちづくり

東光寺上地区は、現在の新町4・5丁目で、農と住が共生できるように計画的にまちづくりを進めている地区です。区画整理により住宅が整備される一方で、学校給食への地元野菜の供給事業や学童農園事業が盛んに行われるなど、農業者の積極的な活動も目立ちます。その一方で、近年は、農業者の高齢化や相続等により農地は減少傾向にあります。

プランの策定にあたっては、当該地区が、都市農地保全のあり方を提案する農住共存地域の一つのモデルとなり得る内容を盛り込み、策定後は、農業者と近隣住民、また近隣住民同士の心が通い合う地域コミュニティ機能を備えたまちづくりを進めていきます。

東光寺上地区

(新町4・5丁目)



▲東光寺上地区の航空写真

2 地区の概要

東光寺上地区は、地区面積のおよそ半分の農地が生産緑地として指定され、日野の原風景として農地景観が残っていますが、明治から昭和初期までは、養蚕業の発展で、一面が桑畑でした。しかし、昭和恐慌以降、桑の葉の栽培から野菜の生産へと変わり、今日では、大根、トマトをはじめとする野菜生産が大部分を占めています。特に、たくあん大根である東光寺大根は、日野の旧地名がついた貴重な品種として知られています。

なお、この地区で収穫された野菜は、市内の直売所への出荷や小・中学校の学校給

食用への納品（昭和５８年～）のほか、近年は、観光農園としてブルーベリーの摘み取り園や農業者が生産した野菜を消費者が畑から収穫して購入する「畝売り農園」が開園されるなど、新しい農業経営のスタイルも見られます。

また、地元の東光寺小学校では、市内農業者の指導のもと、東光寺大根の播種から収穫までの体験が行われるなど、農との関わりを通じて児童が伝統文化と触れ合える機会を創出しています。



▲昭和５８年頃の東光寺上地区の風景



▲現在の東光寺上地区の風景



▲ブルーベリー摘み取り園（観光農園）



▲畝売り農園

なお、当地区は、平成５年に事業認可（施行面積２４．８ｈａ）を受けた土地区画整理事業のなかで、農業の営みやすい環境作りや土地利用計画づくりを明らかにし、将来にわたっての農と住の共生のあり方を位置づけています。このような中で、この地区の農地の半分が生産緑地であることから、良好な住宅地の形成とあわせ、営農環境の整備を行っていきます。

主な公共施設として、都市計画道路、七ツ塚公園の整備と共に、農業者と地域住民の交流の機能を備えた「ファーマーズセンター」の設置を計画（平成５年）しています。また、その翌年には、農あるまちづくり計画を策定（平成６年）し、地区全体が緑に包まれるまちとなるよう、農と住の共生に配慮したまちづくりを進めるための地区計画制度を導入（平成１０年）しています。

以上の経緯を踏まえ、平成２１年度、「都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業」（補助事業）として事業計画の申請を行い、交付決定を受け、現在に至っています。

3 東光寺上地区 農業、農地の機能発揮プラン(農地の利用計画)

農業、農地の機能を発揮するための取り組みとして、市民農園などの既存の取り組み以外に、既存の農地を活用して住民が農と触れ合える施設を整備するほか、防災協力農地協定の締結、市民に農業への理解が深まるような案内板の設置等を行います。また、七ツ塚公園の一部には、農業者と住民との交流、住民間の交流ができるコミュニティ機能を備えた施設としてファーマーズセンターを設置し、各種イベント・講座の開催等を行います。

なお、七ツ塚公園の一部に設置する施設については、農業者、地域住民、行政による「三者勉強会」を開催し、その内容を検討していきます。

(1) 東光寺上地区にある既存農地の多面的機能発揮を目的とした事業

東光寺上地区にある既存の農地を市民農園や観光農園などとして活用するとともに、朝夕など多くの市民が散策を楽しむ憩いの場にもなっている当地区に、散策コースの案内板や休憩施設を整備します。また、防災協力農地協定を締結し、大きな災害時には、農地を避難場所として活用し、農地の持つ多面的機能を発揮させます。

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
農との触れ合い施設	市民農園	市	継続	既存の「七ツ塚西市民農園」(1区画20㎡・60区画)は、高い競争倍率であり、市民の農に触れる機会の創出が望まれているため、東光寺上地区の市民農園の増設を検討します。 また、新しいタイプの市民農園(面積の広いものなど)も視野に入れ、市民農園の充実を図ります。
	観光農園	農業者 JA	継続	既存のブルーベリー摘み取り農園(2園)や、農業者が育てた野菜を市民が直接畑から収穫して買い取る「畝売り農園」(1園)等をPRします。
	体験農園	農業者 JA 市	H23～	生産緑地において、その農地の所有者である農業者が先生となって作付け方法を教える新しい営農スタイルである「農業体験農園」の開設を図ります。「農業体験農園」は、現在、川辺堀之内地区に1園開園されています。市内2園目の農園を東光寺上地区に開園できるよう、補助メニューやシステムのメリット等を継続的にPRし、農業者に開園を呼びかけます。
	学童農園	学校 農業者 援農ボランティア団体 など	継続	子どもの頃から農にふれあうことにより、農への理解を促すため、学童農園事業の一環として農業者の指導の下、農業者所有の圃場の一部を種まきから収穫までを子ども達に体験させる「農業体験の場」、収穫のみ体験させる「収穫体験」の場として使用します。

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
防災協力農地協定	緊急避難場所や食料供給	市 農業者 J A	H24～	日野市の「地域防災計画」において「農地の保全と活用」が掲げられており、農地を災害発生時にオープンスペース（緊急避難場所、資材置場など）として活用するために、防災協力農地協定の締結に向けた検討を行います。
地域美化	花栽培	自治会	H23～	自治会管理の下、地域美化のため地域に花を植栽します。
案内板	周辺農地 農業施設の案内	市 農業者	H23～	周辺農地の生産情報等を案内板に掲載し、地元の農業者のみならず周辺住民や訪れた市民が目にするにより農に対する理解を深めます。
	農業・農地保全活動PR	市 農業者	H23～	農地保全に関する市民・学校・企業や市の取組みを東光寺上地区に設置する看板に掲載することにより、情報交換や農の理解促進に役立ってます。
	学校給食直売活動PR	市 学校 農業者 J A	H23～	学校給食用野菜の生産圃場や直売所開店情報を表示することにより、児童やPTAをはじめ地域住民と農業との密接な関係性の構築を促します。 また、農産物直売情報をPRすることにより、地域住民の地産地消を促進します。
	散策コースの案内	市 自治会	H25～	東光寺上地区全体の農の景観を楽しむ散策コースを案内板に掲載し、周辺住民や来訪者が散策しやすい工夫を施し、農への理解や健康増進に役立ってます。
休憩施設	ベンチ、日よけ（あずまや、藤棚）の設置	市	H24～H25	来訪者向けの休憩ポイントとして、ベンチや日よけ（あずまや、藤棚）を整備します。

(2) ファーマーズセンターの設置

七ツ塚公園の一部に地域コミュニティ施設としての機能も兼ね備えたファーマーズセンターを設置し、農住共生地域のモデルとして「農業者と市民との交流機能」および「日野の農業の発信機能」の充実を図ります。なお、ファーマーズセンターは、平成22年度中に実施設計をまとめ、平成23年度以降に建築を行い、平成25年度中の完成を目指します。

《ファーマーズセンターの機能》

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
・学習施設 ・交流施設 (調理施設) ・休憩施設 ・直売スペース ・倉庫 ・洗い場 など	農業と歴史を学べる施設の内容の検討と整備	市 農業者	H24～H25	東光寺地区の歴史や文化、農業の歴史を学べるスペースを設け、農機具の変遷や東光寺に伝わる文化を、周辺住民や訪れた人々に向け、写真・パネルなどの展示により伝承します。
	農の学校の講義や食育講座を開催できる施設の整備	市 農業者 学校 J A	H24～H25	援農市民養成講座「農の学校」の講座室を設け、援農ボランティア養成の拠点とします。 また、子ども達や住民を対象に食育講座を実施するための講座室を設け、食物の大切さを学べる場を整えます。
	自治会などの集会施設の内容の検討と整備	自治会	H24～H25	当地区には地域住民間の交流スペースが少ないため、自治会などの集会スペースとしても開放するとともに、地域コミュニティの中心として、集会室を農業者と周辺住民、また地域住民間の触れ合いができる場として活用できるようにします。
	調理施設等の内容の検討と整備	農業者 市	H24～H25	日野の農産物を使った料理や昔から伝わる伝統食を広く市民にPRすることを目的とした講座を開催するための簡易な食品加工、調理実習、保存場所としての機能を備えた調理室や設備を整備します。
	ベンチ、トイレ、更衣室、シャワーの設置	市	H24～H25	農業体験ゾーンにおける農業体験者の休憩場所として、ベンチ、トイレ、更衣室、シャワーの設備を整備します。
	簡易直売スペースの確保	市 農業者	H24～H25	ファーマーズセンターの軒下などを利用して、常設ではなく不定期に朝市・土曜日などを開き、採れたての農産物を農業者が販売できる、「簡易直売スペース」を整備します。
	避難スペース、ライフライン機能の確保	市	H24～H25	敷地の一部を、一時避難場所として提供し、応急的ライフライン機能を確保します。
	倉庫、洗い場の整備	市 農業者 利用者	H24～H25	体験農園や農の学校の参加者の農具を保管するための倉庫や、農具の洗い場を設置します。 また、災害発生時の一時的非難に備え、地域住民が利用できる防災備蓄倉庫を設置します。

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
建設・管理	既存のプレハブ小屋の撤去とファーマーズセンターの建設・運営管理	市 援農ボランティア団体 など	H24～H25	農の学校の講座室や倉庫として使用している既存のプレハブ小屋は、ファーマーズセンターの建設が終わり、プレハブ小屋の機能が移転されれば、速やかに撤去します。 また、ファーマーズセンターの建設にあたっては、多摩産材等の使用を検討します。建設後の施設の運営及び管理には、援農ボランティア団体等への管理委託も視野に入れ、検討していきます。

(3) セツ塚公園の一部を利用して整備するもの

セツ塚公園の一部に新たに設置する施設について検討します。なお、検討にあたっては、農業者、地域住民、行政による「三者勉強会」を開催し、十分に協議を行いながら整備していきます。

《セツ塚公園の一部への設置が考えられる施設・機能》

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
駐車場等	駐車場・駐輪場の内容の検討と整備	市 自治会	H24～H25	近隣の観光農園やセツ塚公園内の施設を利用する来訪者のための駐車場・駐輪場を整備します。なお、学童による農業体験が行われる際には、マイクロバスの駐車も予定されるため必要なスペースを確保します。
案内板	周辺農地、農業施設の案内板の内容の検討と設置	市 農業者	H24～H25	周辺農地の生産情報等を案内板に掲載し、地元の農業者のみならず周辺住民や訪れた市民が目にするにより農に対する理解を深めます。
	農業、農地保全の活動PR用掲示板の内容の検討と設置	市 農業者	H24～H25	農地保全に関する市民・学校・企業や市の取組みを案内板に掲載することにより、情報交換や農の理解促進に役立てます。
	学校給食、直売活動PR用掲示板の内容の検討と設置	市 学校 農業者	H24～H25	学校給食用野菜の生産圃場や直売所開店情報を看板に掲載することにより、周辺地域のPTAをはじめ市民が農地をより身近に感じ、地元の農業者と密接な関係を築くことができます。 また、農産物直売情報をPRすることにより、市民の地元直売所での購入に役立て、地産地消を進めます。
	散策コースの案内板の内容の検討と設置	市 自治会	H24～H25	東光寺上地区全体の農の景観を楽しむ散策コースを掲載した案内板を設置し、周辺住民や訪れた市民が散策しやすいように工夫し、農の理解や健康増進に役立てます。

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
休憩施設	ベンチ、日よけ（あずまや、藤棚）の設置	市	H24～H25	農とのふれあい施設や来訪者向けの休憩場所として、ベンチや日よけ（あずまや、藤棚）を整備します。
遊び場・散策ルート	昔の遊びができる場所、どろんこ広場の内容の検討と整備	市自治会	H24～H25	一時的に子ども達を遊ばせることができるスペースを整備します。昔の遊びやどろんこ遊びの体験ゾーンや遊具などを設け、特色のある公園として地域住民や来訪者が楽しめるような機能を備えます。
	遊具、遊歩道の内容の検討と整備	市自治会		
防災機能	避難スペースの確保	市自治会	H24～H25	敷地の一部を一時避難場所として提供し、テントの設置、炊き出しなどのライフライン機能を確保します。
農との交流機能	講師付き市民農園の整備	市農業者 J A	H24～H25	農業者が先生となる「講師付き市民農園」を開設し、土の管理から作付け収穫に至るまで教わりながら農業の知識を高めるとともに、市民と農業者の交流を深めます。 また、農業体験を通じて環境保全型農業の理解促進を図るため、落ち葉等の集積場所を設置し有機農業を奨励すると共に、必要に応じて貯水タンクを設置し、雨水の有効利用を図ります。
	農の学校の実習圃場の整備	市農業者 援農ボランティア団体 など	H24～H25	援農市民養成講座「農の学校」の実習圃場を設け、援農ボランティア養成の拠点とします。
	学童農園の整備	学校 農業者	H24～H25	子どもの頃から農にふれあうことにより、食への関心を深めてもらうことや農への理解を促すことを目的として、学童農園事業の一環として、農業者の指導の下で子ども達に農業を体験させる場を設置します。
研究開発施設	模範圃場、新品種圃場、品種改良研究施設の整備など	東京都 市農業者 J A	H24～H25	模範圃場や新品種の研究圃場等を整備し、市内農業者の農業技術の向上に係る先駆的な取り組みを行います。実施にあたっては、J Aや農業改良普及センターに協力を依頼します。 また、年間降水量の観測等も検討します。

(4) 農業、農地保全に関するPRと農業関連イベントの開催等

地域住民が楽しみながら農業（者）と関わることを提供し、地域全体で「農」を支援する基盤づくりを進めます。具体的には、イベント、講座等を開催し、「農」や「食」に対する理解の促進を図ります。また、都市農地が保全され、農業者が安心して農業が継続してできるよう、国などに対して、法改正などの要請を行います。

項目	内容	主体	実施年度	説明・手法
農業への理解を高める活動	住民と農業者が交流できるイベントの開催	市民農業者 J A	H22～	日野農業応援チーム（愛称：グリーンサポーターズ）の活動の充実を図るため、その下部組織として援農ボランティア団体「日野人・援農の会」や、今後設立する「（仮称）日野産野菜を買う会」を位置づけ、農地の保全、地産地消の推進、食料自給率の向上、食品の安全・安心の確保などを目指します。 また、農業者と地域住民の交流の機会として、芋煮会などの地域イベントを開催し、農に対する地域住民の理解を促します。
	援農市民養成講座「農の学校」の開校	市農業者 J A 援農ボランティア団体など	H22～	農業者の高齢化や人手不足の解消を図るため、援農市民養成講座「農の学校」を開校します。なお、「農の学校」修了生は、市内農業者の下へボランティア派遣されることとなります。 また、食育講座や歴史・文化の伝承講座、各種シンポジウムを開催し、農業に対する市民理解を促す取り組みを行っていきます。特に、都市部においては農薬の使用に関して、周辺への配慮が必要であり、農業者には利用マナーを周知すると共に、定期的に講演会等を開催し市民への理解を促していきます。
	食育、農薬理解、伝統文化に関連する講座の開催	市学校	H25～	
	シンポジウムの開催	市	H22～	
農家の人手不足の解消	援農ボランティア団体の活動拠点	援農ボランティア団体	H23～	援農ボランティア団体のNPO法人化を視野に入れ、自立した組織としての活動を支援します。
農地の有効利用	NPO法人等による不耕作農地の耕作		H25～	NPO法人等の活動の場として不耕作農地をあっせんし、農地の保全を図ります。
相続発生時のフォローアップ	相続発生時の農地保全の仕組みづくり	市農業者 J A	H25～	市街化区域内の農地を持つ都内38区市町村で構成する「都市農地保全推進自治体協議会」を通じて、都市農地保全に関する制度の充実を国へ要望し、相続問題を農地保全の視点から積極的に考えていきます。
	納税猶予を受ける農家へのセーフティネットの充実			
農業、農地保全活動の紹介	みどり豊かなまちづくりの紹介	市 J A	H25～	市内外のイベントへ参加し、みどり豊かなまちづくりに向けたPR活動や、農地保全に対する農業者の取り組みを紹介し、広く理解を促し、市・農業者・市民の協働で農あるまちづくりを構築していきます。
	農地保全に関する農業者の取り組み事例の紹介			
農業活性の仕組みづくり	ブランド化等の高付加価値化のための仕組みづくり	市農業者 J A など	H25～	ブランドとなり得る農産物・加工品の開発を行い、日野産農産物の高付加価値化を促進します。また、魅力的なブランド作りを進めるため、先進事例の調査・研究を行っていきます。

日野市東光寺上地区

都市と農業が共生するまちづくりプラン

発行日 平成22年3月

発行 日野市まちづくり部産業振興課

〒 191-8686 日野市神明1-12-1

TEL 042-585-1111（内線3411・3412）

e-mail sangyo_nousan@city.hino.lg.jp